

11月の母子健康案内 問健康課 ☎725・5422

Table with columns: 事業名, 会場, 期日, 時間, 対象, 内容. Includes events like 'もうすぐママ・パパのためのぶれびよクラス' and '離乳食講習会'.

11月のBCG予防接種のご案内 問健康課 ☎725・5422

Table with columns: 会場, 期日, 時間, 対象, 内容. Details BCG vaccination schedule for children aged 3 months to 6 months.

健康づくり

健康づくりに関する募集案内。第1次「書類選考、第2次」の選考結果について。

予防接種

募集

健康案内

お知らせ

自由民権資料館

嘱託職員

寄贈、委託された資料の整理等をしていただきます。資格 昭和45年4月2日、昭和58年4月1日に生まれた方で、大学で日本近世史を専攻し卒業した方。学芸員の資格取得または年度内に取得見込みの方。古文書解読のできる方

公開しています

町田市障がい者計画

検討委員会

傍聴を希望される方は、10月28日までに障がい福祉課(☎724・2147)へご連絡下さい。日時 10月31日(月)午後2時から

ご案内

ひなた村利用予約

「カリヨンホール」

2006年5月分のカリヨンホール利用者の抽選会を行います。11月6日午前9時までに使用料金をおつりのないようにお持ちになりひなた村へおいで下さい。

年末保育

12月29日(木)、30日(金)の2日間に、保護者の方が就労のため家庭で保育できない場合、こうさき保育園及び金森保育園の2園でお子さんをお預かりします。

申請を受け付けます

「自宅を発電所にしてみませんか?」市では、自然エネルギーの有効活用を図り、環境負荷の低減をすすめるために、新たに住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その設置に要する費用の一部を補助します。

お詫び

本紙10月11日号7面掲載の「公民館まつり」10月23日の、催し開始時間に誤りがありました。正しくは「午前10時〜午後5時」となります。訂正してお詫びします。

自然休暇村年末年始利用

長野県南佐久郡川上村自然休暇村の大自然の中でのんびり過ごしてみませんか。利用できる方は、市内在住、在勤の方とその家族で、2泊3日単位の利用です(下表参照)。

朝夕2食2000円で食事を提供します(予約制)。申し込み 往復八ガキ(1グループ1泊1枚)に「自然休暇村年末年始利用申込」と書き、希望利用日の番号(下表参照)・利用予定人数・代表者の住所・氏名・電話番号・市外在住で市内在勤の方はその旨を明記し、返信用にもあて先を書いて、10月31日まで(必着)に大地沢青少年センター(〒194・0211、相原町5307・2、

Table with columns: 施設名, 室数, 1泊1室あたりの使用料, 番号, 日程. Details for Natural Vacation Village usage.

出張教育相談

教育センターでは、毎月出張教育相談を行っています。不登校、非行、勉強や進路の悩み、親子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。

国民健康保険

国民健康保険のお支払いや、ご相談をお受けする日曜支払いのご相談になります。申し込み 住宅用太陽光発電システムの設置前に申請書を提出して下さい。既に設置しているもの及び工事に着手しているものは補助対象になりません。

日曜支払い相談窓口を開設します

国民健康保険のお支払いや、ご相談をお受けする日曜支払いのご相談になります。申し込み 住宅用太陽光発電システムの設置前に申請書を提出して下さい。既に設置しているもの及び工事に着手しているものは補助対象になりません。

「意見募集」氏名を明記のうえ、次のいずれかの方法で送付して下さい。ファックス ☎724・3072

「不動産を公売します」市税の滞納処分により差し押さ

「年末保育」12月29日(木)、30日(金)の2日間に、保護者の方が就労のため家庭で保育できない場合、こうさき保育園及び金森保育園の2園でお子さんをお預かりします。

「お詫び」本紙10月11日号7面掲載の「公民館まつり」10月23日の、催し開始時間に誤りがありました。正しくは「午前10時〜午後5時」となります。訂正してお詫びします。

「出張教育相談」教育センターでは、毎月出張教育相談を行っています。不登校、非行、勉強や進路の悩み、親子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。

「国民健康保険」国民健康保険のお支払いや、ご相談をお受けする日曜支払いのご相談になります。申し込み 住宅用太陽光発電システムの設置前に申請書を提出して下さい。既に設置しているもの及び工事に着手しているものは補助対象になりません。